

別添

地方道路整備臨時貸付金貸付要綱

第1章 総則

(総則)

第1条 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項の規定による無利子の貸付金（以下「無利子貸付金」という。）の貸付けに関しては、法、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和34年政令第17号）、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）、債権管理事務取扱規則（昭和31年大蔵省令第86号）、国土交通省所管債権管理事務取扱規則（平成13年国土交通省訓令第62号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

(対象となる地方公共団体)

第2条 無利子貸付金の貸付けの対象となる地方公共団体は、当該年度の前年度において地方交付税法（昭和25年法律第211号）第10条に規定する普通交付税の交付を受けた地方公共団体とする。

(対象となる事業)

第3条 無利子貸付金の貸付けは、一般会計計上の一般道路事業のうち「社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知）」第6に掲げる基幹事業（同要綱附属第I編に規定する道路事業、都市再生総合整備事業、住宅市街地総合整備事業、住宅市街地基盤整備事業に限る。以下「社会資本整備総合交付金事業」という。）、又は社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定計上の一般道路事業であって、当該無利子貸付金以外の地方債を充てて行う事業を対象とする。

(貸付額)

第4条 無利子貸付金の貸付額は、地方公共団体毎に、第3条に規定する事業であって、当該年度に要する費用のうち、次に掲げる額（当該無利子貸付金以外の地方債充当額に相当する額を除く。）の範囲内で合計した額とする。

- 一 法第3条第1項に規定する負担金の納付に要する費用に相当する額
- 二 法第3条第2項第1号及び第2号に掲げる事業（次号に掲げるものを除く。）に要する費用のうち、地方公共団体が負担する費用に相当する額
- 三 前条の社会資本整備総合交付金事業に要する費用のうち、地方公共団体が負担する費用に相当する額

第2章 貸付手続

(貸付申請手続)

第5条 無利子貸付金の貸付けを受けようとする者は、地方道路整備臨時貸付金貸付申請書（別記様式第1号）に地方道路整備臨時貸付金実施計画（別記

様式第2号。以下「実施計画」という。)を添付して、都市局所管事業にあっては都市局長、道路局所管事業にあっては道路局長、住宅局所管事業にあっては住宅局長(以下「担当局長」という。)に提出しなければならない。

(貸付決定の通知)

第6条 担当局長は、無利子貸付金の貸付けを行うことを決定した者(以下「貸付事業者」という。)に対しては、地方道路整備臨時貸付金貸付決定通知書(別記様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。)を通知するものとする。

2 前項の規定による無利子貸付金の貸付けの決定は、平成25年3月31日までに限り行うものとする。

(支払請求手続)

第7条 貸付事業者は、前条の貸付決定に基づき、無利子貸付金の交付を受けようとするときは、地方道路整備臨時貸付金支払請求書(別記様式第4号)を所掌する支出官に提出しなければならない。

(無利子貸付金の交付)

第8条 無利子貸付金の交付は、前条の地方道路整備臨時貸付金支払請求書の提出があった後、貸付決定通知書記載の交付予定時期、第4条第1号の費用にあっては当該負担金の納付時期、同条第2号及び第3号の費用にあっては工事の進捗状況等を勘案して行う。この場合において貸付事業者は、担当局長に借用証書(別記様式第5号)を提出しなければならない。

第3章 貸付けの条件

(償還期間及び据置期間)

第9条 無利子貸付金の償還期間は20年(5年以内の据置期間を含む。)以内とする。ただし、対象となる事業の全体事業規模が、第4条第2号に掲げる事業(以下「補助事業」という。)で5億円に満たないもの並びに社会資本整備総合交付金事業で1億円に満たないものについては15年(5年以内の据置期間を含む。)以内、補助事業で1億円に満たないものについては10年(5年以内の据置期間を含む。)以内とする。

2 前項に規定する償還期間は、貸付決定ごとに当該貸付決定に係る無利子貸付金の交付を完了した日(その日が当該貸付決定があった日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日)の翌日から起算する。

(償還方法)

第10条 無利子貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

(貸付条件違反の場合における繰上げ償還)

第11条 貸付事業者は、次の各号の1に掲げる場合において、担当局長が当該無利子貸付金の全部又は一部の繰上げ償還を請求したときは、これに応じなければならない。この場合において、担当局長は、当該貸付事業者に対し地

方道路整備臨時貸付金繰上償還請求書（別記様式第6号）を送付するものとする。

- 一 正当な理由なくして無利子貸付金の償還を怠った場合
- 二 第15条から第20条までの規定に違反した場合
- 三 前各号に掲げる場合を除くほか、誠実に事業を遂行しない場合

（申請による繰上げ償還）

第12条 貸付事業者は、いつでも無利子貸付金の全部又は一部を繰上げ償還することができる。この場合においては、当該貸付事業者は、あらかじめ地方道路整備臨時貸付金繰上償還申請書（別記様式第7号）を、担当局長に提出しなければならない。

（延滞金等）

第13条 貸付事業者は、無利子貸付金の償還を怠ったときは、当該償還すべき期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年率10.75パーセントを乗じて計算した金額の延滞金を国に納付しなければならない。

2 貸付事業者は、第11条第2号若しくは第3号の規定により、又は第18条第2項若しくは第19条第2項の規定に基づく指示により、無利子貸付金の償還期限が繰り上げられた場合においては、当該償還すべき無利子貸付金に相当する額を償還するほか、貸付けの日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該無利子貸付金の総額（貸付事業者が、その一部を償還した場合における当該償還の日の翌日以後の期間については、その額から既に償還した額を控除した額）に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令第37条の規定により計算した金額を国に納付しなければならない。

（貸付決定の取消し等）

第14条 担当局長は、貸付事業者が第11条各号に掲げる事由に該当することとなった場合においては、第6条の規定による貸付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は第8条の規定による無利子貸付金の全部若しくは一部の交付を停止することができる。なお、第6条の規定による貸付決定の全部若しくは一部を取り消す場合においては、第6条第1項の規定を準用する。

（経理の明確化）

第15条 貸付事業者は、無利子貸付金に関する経理を明確にしなければならない。

（目的外使用の禁止）

第16条 貸付事業者は、無利子貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならない。

（実施計画の変更）

第17条 貸付事業者は、実施計画記載の無利子貸付金の額を変更しようとする場合においては、第5条及び第6条の規定を準用する。ただし、別に定める軽易な変更についてはこの限りでない。

（貸付事業遂行の義務）

第18条 貸付事業者は、貸付決定通知書に定めるところにより、無利子貸付金を充てて行う事業（以下「無利子貸付金事業」という。）を完了しなければならない。

2 貸付事業者は、貸付決定通知書に定めるところにより、無利子貸付金事業を完了することができない場合、困難となった場合、又は完了後に事情変更が生じた場合には、ただちに担当局長に報告して、その指示に従わなければならない。

（報告書の提出）

第19条 貸付事業者は、無利子貸付金事業が完了したときは、毎年度、地方道路整備臨時貸付金実績報告書（別記様式第8号）を翌年度の12月15日までに担当局長に提出しなければならない。なお、無利子貸付金事業の完了の内容が、第4条第2号及び第3号のみの場合においては、当該事業の完了の日の属する会計年度の翌年度の6月末日までに提出しなければならない。

2 担当局長において、無利子貸付金の実績又は状況が貸付けの目的、又は実施計画に適合していないと認めて必要な指示をしたときは、貸付事業者は、これに従わなければならない。

（帳簿書類の調査等）

第20条 担当局長において、債権の保全上必要があると認めて、無利子貸付金事業に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は無利子貸付金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、貸付事業者は、これに応じ、又はこれに従わなければならない。

第4章 その他

（申請書等の提出方法）

第21条 この要綱に規定する担当局長への申請書等の提出等は、別表に掲げる地方整備局等担当課を経由することとし、市町村（指定市を除く。）にあっては都道府県を経由して行うものとする。

（雑則）

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月28日から施行する。

別表

地方整備局等	都市局所管事業	道路局所管事業	住宅局所管事業
北海道開発局	事業振興部都市住宅課	建設部地方整備課	事業振興部都市住宅課
東北地方整備局	建政部計画・建設産業課	道路部路政課	建政部計画・建設産業課
関東地方整備局	建政部計画管理課	道路部路政課	建政部計画管理課
北陸地方整備局	建政部計画・建設産業課	道路部路政課	建政部計画・建設産業課
中部地方整備局	建政部計画管理課	道路部路政課	建政部計画管理課
近畿地方整備局	建政部計画管理課	道路部路政課	建政部計画管理課
中国地方整備局	建政部計画・建設産業課	道路部路政課	建政部計画・建設産業課
四国地方整備局	建政部計画・建設産業課	道路部路政課	建政部計画・建設産業課
九州地方整備局	建政部計画・建設産業課	道路部路政課	建政部計画・建設産業課
沖縄総合事務局	開発建設部管理課	開発建設部管理課	—

別記様式第1号

文書番号
年 月 日

国土交通省
〇〇局長 殿

都道府県知事
市町村長 印

平成〇〇年度〇〇局所管地方道路整備臨時貸付金貸付申請書

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第3条の規定による貸付金を下記のとおり借用したく、関係書類を添えて申請します。

記

1 貸付金の額 金 円也

うち、①償還期間20年（据置期間5年含む） 円
 うち、②償還期間15年（据置期間5年含む） 円
 うち、③償還期間10年（据置期間5年含む） 円

2 貸付けの対象 別紙のとおり

3 貸付金の交付予定時期

① 第1回目 年 月 日 (円)
 第2回目 年 月 日 (円)
 第3回目 年 月 日 (円)
 第4回目 年 月 日 (円)
 ② 第1回目 年 月 日 (円)
 第2回目 年 月 日 (円)
 第3回目 年 月 日 (円)
 第4回目 年 月 日 (円)
 ③ 第1回目 年 月 日 (円)
 第2回目 年 月 日 (円)
 第3回目 年 月 日 (円)
 第4回目 年 月 日 (円)

4 貸付期間及び償還方法

貸付金は、年 月 日まで据え置き、次のとおり均等年賦償還の方法により分割して各償還期日までに支払います。

①償還期間20年（据置期間5年含む）

（単位：円）

償還期日	償還金額
1 年 月 日	
2 年 月 日	
3 年 月 日	
4 年 月 日	
5 年 月 日	
6 年 月 日	
7 年 月 日	
8 年 月 日	
9 年 月 日	
10 年 月 日	
11 年 月 日	
12 年 月 日	
13 年 月 日	
14 年 月 日	
15 年 月 日	
合計	

②償還期間15年（据置期間5年含む）

（単位：円）

償還期日	償還金額
1 年 月 日	
2 年 月 日	
3 年 月 日	
4 年 月 日	
5 年 月 日	
6 年 月 日	
7 年 月 日	
8 年 月 日	
9 年 月 日	
10 年 月 日	
合計	

③償還期間10年（据置期間5年含む）

（単位：円）

償還期日	償還金額
1 年 月 日	
2 年 月 日	
3 年 月 日	
4 年 月 日	
5 年 月 日	
合計	

5 地方道路整備臨時貸付金貸付要綱（平成20年国土政第16号、国都街第6号、国道企第10号、国住市第66号）第3章に定める貸付けの条件に従います。

別記様式第1号の2

文書番号
年 月 日

国土交通省
〇〇局長 殿

都道府県知事
市町村長 印

平成〇〇年度〇〇局所管地方道路整備臨時貸付金貸付決定変更申請書

年 月 日付け 第 号をもって貸付決定を受けた〇〇局所管地方道路整備臨時貸付金について、下記のとおり変更したく、関係書類を添えて申請します。

記

1 貸付金の額 変更前:金 円也 変更後:金 円也

変更前		変更後	
うち、①償還期間20年(据置期間5年含む)	円	うち、①償還期間20年(据置期間5年含む)	円
うち、②償還期間15年(据置期間5年含む)	円	うち、②償還期間15年(据置期間5年含む)	円
うち、③償還期間10年(据置期間5年含む)	円	うち、③償還期間10年(据置期間5年含む)	円

2 貸付けの対象 別紙のとおり

3 貸付金の交付(予定)時期

	変更前				変更後				備考
①	第1回目	年	月	日 (円)	第1回目	年	月	日 (円)	
	第2回目	年	月	日 (円)	第2回目	年	月	日 (円)	
	第3回目	年	月	日 (円)	第3回目	年	月	日 (円)	
	第4回目	年	月	日 (円)	第4回目	年	月	日 (円)	
②	第1回目	年	月	日 (円)	第1回目	年	月	日 (円)	
	第2回目	年	月	日 (円)	第2回目	年	月	日 (円)	
	第3回目	年	月	日 (円)	第3回目	年	月	日 (円)	
	第4回目	年	月	日 (円)	第4回目	年	月	日 (円)	
③	第1回目	年	月	日 (円)	第1回目	年	月	日 (円)	
	第2回目	年	月	日 (円)	第2回目	年	月	日 (円)	
	第3回目	年	月	日 (円)	第3回目	年	月	日 (円)	
	第4回目	年	月	日 (円)	第4回目	年	月	日 (円)	

注) 交付済みの場合は備考欄にその旨記載すること。

4 貸付期間及び償還方法

貸付金は、年 月 日まで据え置き、次のとおり均等年賦償還の方法により分割して各償還期日までに支払います。

①償還期間20年(据置期間5年含む)

(単位:円)

償還期日	現行償還計画	改定償還計画
1 年 月 日		
2 年 月 日		
3 年 月 日		
4 年 月 日		
5 年 月 日		
6 年 月 日		
7 年 月 日		
8 年 月 日		
9 年 月 日		
10 年 月 日		
11 年 月 日		
12 年 月 日		
13 年 月 日		
14 年 月 日		
15 年 月 日		
合計		

②償還期間15年(据置期間5年含む)

(単位:円)

償還期日	現行償還計画	改定償還計画
1 年 月 日		
2 年 月 日		
3 年 月 日		
4 年 月 日		
5 年 月 日		
6 年 月 日		
7 年 月 日		
8 年 月 日		
9 年 月 日		
10 年 月 日		
合計		

③償還期間10年(据置期間5年含む)

(単位:円)

償還期日	現行償還計画	改定償還計画
1 年 月 日		
2 年 月 日		
3 年 月 日		
4 年 月 日		
5 年 月 日		
合計		

5 地方道路整備臨時貸付金貸付要綱(平成20年国土政第16号、国都街第6号、国道企第10号、国住市第66号)第3章に定める貸付けの条件に従います。

平成〇〇年度地方道路整備臨時貸付金実施計画

自治体名: 〇〇県(〇〇市) 所管事業名: 〇〇局所管事業 償還期間: 〇〇年(据置期間5年含む) (単位: 円)

平成〇〇年度 本体事業の内容		費用の内訳										備考	
本体事業の区分	事業費	国費	地方負担金 (A)	うち地方道路整備臨時貸付金		うちその他地方債			うち一般財源		うちその他		
				うち地方道路整備臨時貸付金 (B)	充当率 (B)/(A)	充当率 (C)/(A)	充当率 (C)/(B+C+D)	うち一般財源 (D)	充当率 (D)/(A)	うちその他 (E)	充当率 (E)/(A)		
国直轄事業													
通常国庫補助事業													
社会資本整備総合交付金事業													
合計													

注1. 本体事業の区分は、「その他地方債」の種類及び充当率(制限率)毎に記載すること。

注2. 事業費、国費及び地方負担金欄には、直轄事業は道路法施行令(昭和27年政令第479号)第23条第2項等に規定する当該年度の通知の内容等を記載することとし、通常国庫補助事業及び社会資本整備総合交付金事業は当該年度の交付決定の内容等を記載すること。

注3. 本表は、償還期間毎に作成すること。

【記入例】
別記様式第2号

平成〇〇年度地方道路整備臨時貸付金実施計画

自治体名:〇〇県(〇〇市) 所管事業名:〇〇局所管事業 償還期間:〇〇年(据置期間5年含む) (単位:円)

平成〇〇年度 本体事業の内容		費用の内訳											備考
本体事業の区分	事業費	国費	地方負担金 (A)	うち地方道路整備臨時貸付金		うちその他 地方債			うち一般財源		うちその他		
				(B)	充当率 (B)/(A)	(C)	充当率 (C)/(A)	充当率 (C)/(B+C+D)	(D)	充当率 (D)/(A)	(E)	充当率 (E)/(A)	
国直轄事業	240,000,000	160,000,000	80,000,000	8,000,000	10.0%	66,000,000	82.5%	82.5%	6,000,000	7.5%	0	0.0%	
公共事業等債(90%)	240,000,000	160,000,000	80,000,000	8,000,000	10.0%	66,000,000	82.5%	82.5%	6,000,000	7.5%	0	0.0%	
通常国庫補助事業	300,000,000	150,000,000	150,000,000	12,500,000	8.3%	125,000,000	83.3%	83.3%	12,500,000	8.3%	0	0.0%	
公共事業等債(90%)	200,000,000	100,000,000	100,000,000	10,000,000	10.0%	85,000,000	85.0%	85.0%	5,000,000	5.0%	0	0.0%	
合併特例債(95%)	100,000,000	50,000,000	50,000,000	2,500,000	5.0%	40,000,000	80.0%	80.0%	7,500,000	15.0%	0	0.0%	
社会資本整備総合交付金事業	100,000,000	50,000,000	50,000,000	15,000,000	30.0%	34,500,000	69.0%	69.0%	500,000	1.0%	0	0.0%	
公共事業等債(90%)	100,000,000	50,000,000	50,000,000	15,000,000	30.0%	34,500,000	69.0%	69.0%	500,000	1.0%	0	0.0%	
合計	640,000,000	360,000,000	280,000,000	35,500,000	12.7%	225,500,000	80.5%	80.5%	19,000,000	6.8%	0	0.0%	

注1. 本体事業の区分は、「その他地方債」の種類及び充当率(制限率)毎に記載すること。

注2. 事業費、国費及び地方負担金欄には、直轄事業は道路法施行令(昭和27年政令第479号)第23条第2項等に規定する当該年度の通知の内容等を記載することとし、通常国庫補助事業及び社会資本整備総合交付金事業は当該年度の交付決定の内容等を記載すること。

注3. 本表は、償還期間毎に作成すること。

平成〇〇年度地方道路整備臨時貸付金実施計画(内訳)

(単位:円)

平成〇〇年度 本体事業の内容			費用の内訳				備考
本体事業の区分	新設・改築の別	事業費	国費	地方負担金	うち地方道路整備臨時貸付金		
					臨時貸付金	充当率	
国直轄事業							
通常国庫補助事業							
社会資本整備総合交付金事業							
合計							

注1. 本体事業の区分は、国の予算上の項目(目細)毎に、国直轄事業は道路法施行令(昭和27年政令第479号)第23条第2項等に規定する通知(以下「負担金通知」という。)に記載の路線毎、通常国庫補助事業は交付決定単位毎、社会資本整備総合交付金事業は対象事業毎に記載すること。

注2. 事業費、国費及び地方負担金欄には、直轄事業は当該年度の負担金通知の内容等に記載することし、通常国庫補助事業及び社会資本整備総合交付金事業は当該年度の交付決定の内容等に記載すること。

注3. 本表は、償還期間毎に作成すること。

【記入例】
別記様式第2号(参考資料)

平成〇〇年度地方道路整備臨時貸付金実施計画(内訳)

(単位:円)

平成〇〇年度 本体事業の内容			費用の内訳				備考
本体事業の区分	新設・改築の別	事業費	国費	地方負担金	うち地方道路整備臨時貸付金		
					臨時貸付金	充当率	
国直轄事業		240,000,000	160,000,000	80,000,000	8,000,000	10.0%	
地域連携推進事業費		240,000,000	160,000,000	80,000,000	8,000,000	10.0%	
一般国道〇号 地域連携推進新設	新設	120,000,000	80,000,000	40,000,000	4,000,000	10.0%	
一般国道△号 地域連携推進改築	改築	120,000,000	80,000,000	40,000,000	4,000,000	10.0%	
通常国庫補助事業		300,000,000	150,000,000	150,000,000	12,500,000	8.3%	
地域連携推進事業費補助		200,000,000	100,000,000	100,000,000	10,000,000	10.0%	
一般国道事業費補助		100,000,000	50,000,000	50,000,000	5,000,000	10.0%	
一般国道〇〇〇号 道路改築	改築	100,000,000	50,000,000	50,000,000	5,000,000	10.0%	
地方道事業費補助		100,000,000	50,000,000	50,000,000	5,000,000	10.0%	
一般県道〇〇線 道路改築	改築	100,000,000	50,000,000	50,000,000	5,000,000	10.0%	
交通円滑化事業費補助		100,000,000	50,000,000	50,000,000	2,500,000	5.0%	
地方道事業費補助		100,000,000	50,000,000	50,000,000	2,500,000	5.0%	
主要地方道〇〇線 道路改築	改築	100,000,000	50,000,000	50,000,000	2,500,000	5.0%	
社会資本整備総合交付金事業		100,000,000	50,000,000	50,000,000	15,000,000	30.0%	
計画名		50,000,000	25,000,000	25,000,000	7,500,000	30.0%	
一般県道〇〇線 道路改築	改築	50,000,000	25,000,000	25,000,000	7,500,000	30.0%	
計画名		50,000,000	25,000,000	25,000,000	7,500,000	30.0%	
一般県道△△線 道路改築	改築	50,000,000	25,000,000	25,000,000	7,500,000	30.0%	
合計		640,000,000	360,000,000	280,000,000	35,500,000	12.7%	

注1. 本体事業の区分は、国の予算上の項目(目細)毎に、国直轄事業は道路法施行令(昭和27年政令第479号)第23条第2項等に規定する通知(以下「負担金通知」という。)に記載の路線毎、通常国庫補助事業は交付決定単位毎、社会資本整備総合交付金事業は対象事業毎に記載すること。

注2. 事業費、国費及び地方負担金欄には、直轄事業は当該年度の負担金通知の内容等を記載することとし、通常国庫補助事業及び社会資本整備総合交付金事業は当該年度の交付決定の内容等を記載すること。

注3. 本表は、償還期間毎に作成すること。

別記様式第3号

文 書 番 号
平成 年 月 日
(支出負担行為担当官経由)

都道府県知事
市町村長 　　あて

国土交通省
〇〇局長 印

〇〇局所管地方道路整備臨時貸付金貸付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で貸付申請のあった標記貸付金については、下記のとおり貸し付けることにしたので通知する。

記

1. 地方道路整備臨時貸付金の貸付額、貸付けの対象、貸付金の交付予定時期、貸付期間及び償還方法は、申請書記載のとおりとする。
2. 地方道路整備臨時貸付金貸付要綱(平成20年国土政第16号、国都街第6号、国道企第10号、国住市第66号)第3章に定める貸付けの条件に従うこと。

別記様式第3号の2

文 書 番 号
平成 年 月 日
(支出負担行為担当官経由)

都道府県知事
市町村長 　　あて

国土交通省
〇〇局長 印

〇〇局所管地方道路整備臨時貸付金貸付決定変更通知書

平成 年 月 日付け 第 号で貸付決定をした標記貸付金については、
下記のとおり当該決定を変更したので通知する。

記

1. 地方道路整備臨時貸付金の貸付額、貸付けの対象、貸付金の交付予定時期、貸付期間及び償還方法は、申請書記載のとおりとする。
2. 地方道路整備臨時貸付金貸付要綱(平成20年国土政第16号、国都街第6号、国道企第10号、国住市第66号)第3章に定める貸付けの条件に従うこと。

別記様式第3号の3

文 書 番 号
平成 年 月 日
(支出負担行為担当官経由)

都道府県知事
市町村長 　　あて

国土交通省
〇〇局長 印

〇〇局所管地方道路整備臨時貸付金貸付決定取消通知書

平成 年 月 日付け 第 号で貸付決定をした標記貸付金については、
当該決定を取り消したので通知する。

別記様式第3号の4

文 書 番 号
平成 年 月 日
(支出負担行為担当官経由)

都道府県知事
市町村長 　　あて

国土交通省
〇〇局長 印

〇〇局所管地方道路整備臨時貸付金貸付決定取消通知書

平成 年 月 日付け 第 号で貸付決定をした標記貸付金については、
下記のとおり当該決定の一部を取り消したので通知する。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 貸付決定済額 | 円 |
| 2 うち取消決定額 | 円 |

官署支出官
○○○○ 殿

都道府県知事
市町村長 印

○○局所管地方道路整備臨時貸付金支払請求書

年 月 日付け 第 号をもって貸付決定の通知を受けた標記貸付金については、第 回交付分として下記のとおり支払いを請求します。

記

支払請求金額 金	円他
貸付決定を受けた金額	円
既に交付を受けた金額	円
今日交付を受ける金額	円
残 額	円

別記様式第5号

文書番号
年 月 日

国土交通省
〇〇局長 殿

都道府県知事
市町村長 印

借 用 証 書

金 円也

上記金額は 年 月 日付け 第 号をもって貸付決定の通知を受けた道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第3条の規定による貸付金第 回交付分として確かに借用しました。ついては、同法及びこれに基づく命令の規定を守り、償還期日までに必ず償還します。

別記様式第6号

文書番号
年 月 日

都道府県知事
市町村長 殿

国土交通省
〇〇局長 印

平成〇〇年度〇〇局所管地方道路整備臨時貸付金繰上償還請求書

年 月 日付け 第 号による〇〇局所管地方道路整備臨時貸付金貸付決定通知に係る標記貸付金については、地方道路整備臨時貸付金貸付要綱(平成20年国土政第16号、国都街第6号、国道企第10号、国住市第66号)第11条の規定により下記のとおり償還されたく請求する。

記

- | | | | |
|---|-------------------------------------|-------|----|
| 1 | 償還すべき金額 | 金 | 円也 |
| 2 | 貸付要綱第13条第2項の規定により
国に納付しなければならない額 | 金 | 円也 |
| 3 | 繰上償還の期日 | 年 月 日 | |
| 4 | 貸付金の未償還残額 | 金 | 円也 |
| 5 | 改定償還計画 | 金 | 円也 |

①償還期間20年(据置期間5年含む)

(単位:円)

償還期日	現行償還計画	改定償還計画
1 年 月 日		
2 年 月 日		
3 年 月 日		
4 年 月 日		
5 年 月 日		
6 年 月 日		
7 年 月 日		
8 年 月 日		
9 年 月 日		
10 年 月 日		
11 年 月 日		
12 年 月 日		
13 年 月 日		
14 年 月 日		
15 年 月 日		
合計		

②償還期間15年(据置期間5年含む)

(単位:円)

償還期日	現行償還計画	改定償還計画
1 年 月 日		
2 年 月 日		
3 年 月 日		
4 年 月 日		
5 年 月 日		
6 年 月 日		
7 年 月 日		
8 年 月 日		
9 年 月 日		
10 年 月 日		
合計		

③償還期間10年(据置期間5年含む)

(単位:円)

償還期日	現行償還計画	改定償還計画
1 年 月 日		
2 年 月 日		
3 年 月 日		
4 年 月 日		
5 年 月 日		
合計		

別記様式第7号

文書番号
年 月 日

国土交通省
〇〇局長 殿

都道府県知事
市町村長 印

平成〇〇年度〇〇局所管地方道路整備臨時貸付金繰上償還申請書

年 月 日付け 第 号による〇〇局所管地方道路整備臨時貸付金貸付決定通知に係る標記貸付金については、地方道路整備臨時貸付金貸付要綱(平成20年国土政第16号、国都街第6号、国道企第10号、国住市第66号)第12条の規定により申請します。

記

- | | | | |
|-------------|---|-------|----|
| 1 繰上償還額 | 金 | | 円也 |
| 2 繰上償還の期日 | | 年 月 日 | |
| 3 貸付金の未償還残額 | 金 | | 円也 |
| 4 改定償還計画 | 金 | | 円也 |

①償還期間20年(据置期間5年含む)

(単位:円)

償還期日	現行償還計画	改定償還計画
1 年 月 日		
2 年 月 日		
3 年 月 日		
4 年 月 日		
5 年 月 日		
6 年 月 日		
7 年 月 日		
8 年 月 日		
9 年 月 日		
10 年 月 日		
11 年 月 日		
12 年 月 日		
13 年 月 日		
14 年 月 日		
15 年 月 日		
合計		

②償還期間15年(据置期間5年含む)

(単位:円)

償還期日	現行償還計画	改定償還計画
1 年 月 日		
2 年 月 日		
3 年 月 日		
4 年 月 日		
5 年 月 日		
6 年 月 日		
7 年 月 日		
8 年 月 日		
9 年 月 日		
10 年 月 日		
合計		

③償還期間10年(据置期間5年含む)

(単位:円)

償還期日	現行償還計画	改定償還計画
1 年 月 日		
2 年 月 日		
3 年 月 日		
4 年 月 日		
5 年 月 日		
合計		

国土交通省
〇〇局長 殿

都道府県知事
市町村長 印

平成〇〇年度〇〇局所管地方道路整備臨時貸付金実績報告書

年 月 日付け 第 号による〇〇局所管地方道路整備臨時貸付金貸付決定通知に係る貸付金による執行実績について、地方道路整備臨時貸付金貸付要綱（平成20年国土政第16号、国都街第6号、国道企第10号、国住市第66号）第19条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付年月日及び金額

第1回	平成	年	月	日	円
第2回	平成	年	月	日	円
第3回	平成	年	月	日	円
第4回	平成	年	月	日	円

2 実績

自治体名:〇〇県(〇〇市)		所管事業名:〇〇局所管事業		償還期間:〇〇年(据置期間5年含む)								(単位:円)
平成〇〇年度 本体事業の内容		費用の内訳										備考
本体事業の区分	事業費	国費	地方負担金	うち地方道路整備 臨時貸付金		うちその他 地方債		うち一般財源		うちその他		
				充当率	充当率	充当率	充当率	充当率	充当率			
国直轄事業												
通常国庫補助事業												
社会資本整備総合交付金事業												
合計												

- 注1. 本体事業の区分は、「その他地方債」の種類及び充当率(制限率)毎に記載すること。
- 注2. 上段には最終の貸付決定の内容を記載すること。なお、事業費、国費及び地方負担金欄には、直轄事業は道路法施行令(昭和27年政令第479号)第23条第2項等に規定する当該年度の最終の通知の内容等を記載することとし、通常国庫補助事業及び社会資本整備総合交付金事業は当該年度の最終の交付決定の内容等を記載すること。
- 注3. 下段には、実績内容を記載すること。なお、事業費、国費及び地方負担金欄には、直轄事業は道路法施行令(昭和27年政令第479号)第23条第2項等に規定する当該年度の最終の通知の内容(例年翌年度の11月頃に道路局総務課から送付される精算額通知)等を記載することとし、通常国庫補助事業及び社会資本整備総合交付金事業は完了実績報告書(昭和59年5月22日建設省道総発第166号道路局長通知等)の箇所別精算額表による実施額を基に記載すること。
- 注4. 本表は、償還期間毎に作成すること。

【記入例】

2 実績

自治体名:○○県(○○市) 所管事業名:○○局所管事業 償還期間:○○年(据置期間5年含む) (単位:円)

平成○○年度 本体事業の内容		費用の内訳										備考	
本体事業の区分	事業費	国費	地方負担金	うち地方道路整備 臨時貸付金		うちその他 地方債		うち一般財源		うちその他			
				臨時貸付金	充当率	地方債	充当率	一般財源	充当率	その他	充当率		
国直轄事業	240,000,000	160,000,000	80,000,000	8,000,000	10.0%	66,000,000	82.5%	6,000,000	7.5%	0	0.0%		
	240,000,000	160,000,000	80,000,000	8,000,000	10.0%	66,000,000	82.5%	6,000,000	7.5%	0	0.0%		
	公共事業等債(90%)	240,000,000	160,000,000	80,000,000	8,000,000	10.0%	66,000,000	82.5%	6,000,000	7.5%	0	0.0%	
		240,000,000	160,000,000	80,000,000	8,000,000	10.0%	66,000,000	82.5%	6,000,000	7.5%	0	0.0%	
通常国庫補助事業	300,000,000	150,000,000	150,000,000	12,500,000	8.3%	125,000,000	83.3%	12,500,000	8.3%	0	0.0%		
	300,000,000	150,000,000	150,000,000	12,500,000	8.3%	125,000,000	83.3%	12,500,000	8.3%	0	0.0%		
	公共事業等債(90%)	200,000,000	100,000,000	100,000,000	10,000,000	10.0%	85,000,000	85.0%	5,000,000	5.0%	0	0.0%	
		200,000,000	100,000,000	100,000,000	10,000,000	10.0%	85,000,000	85.0%	5,000,000	5.0%	0	0.0%	
	合併特例債(95%)	100,000,000	50,000,000	50,000,000	2,500,000	5.0%	40,000,000	80.0%	7,500,000	15.0%	0	0.0%	
		100,000,000	50,000,000	50,000,000	2,500,000	5.0%	40,000,000	80.0%	7,500,000	15.0%	0	0.0%	
社会資本整備総合交付金事業	100,000,000	50,000,000	50,000,000	15,000,000	30.0%	34,500,000	69.0%	500,000	1.0%	0	0.0%		
	100,000,000	50,000,000	50,000,000	15,000,000	30.0%	34,500,000	69.0%	500,000	1.0%	0	0.0%		
	公共事業等債(90%)	100,000,000	50,000,000	50,000,000	15,000,000	30.0%	34,500,000	69.0%	500,000	1.0%	0	0.0%	
		100,000,000	50,000,000	50,000,000	15,000,000	30.0%	34,500,000	69.0%	500,000	1.0%	0	0.0%	
合計	640,000,000	360,000,000	280,000,000	35,500,000	12.7%	225,500,000	80.5%	19,000,000	6.8%	0	0.0%		
	640,000,000	360,000,000	280,000,000	35,500,000	12.7%	225,500,000	80.5%	19,000,000	6.8%	0	0.0%		

注1. 本体事業の区分は、「その他地方債」の種類及び充当率(制限率)毎に記載すること。

注2. 上段には最終の貸付決定の内容を記載すること。なお、事業費、国費及び地方負担金欄には、直轄事業は道路法施行令(昭和27年政令第479号)第23条第2項等に規定する当該年度の最終の通知の内容等を記載することとし、通常国庫補助事業及び社会資本整備総合交付金事業は当該年度の最終の交付決定の内容等を記載すること。

注3. 下段には、実績内容を記載すること。なお、事業費、国費及び地方負担金欄には、直轄事業は道路法施行令(昭和27年政令第479号)第23条第2項等に規定する当該年度の最終の通知の内容(例年翌年度の11月頃に道路局総務課から送付される精算額通知)等を記載することとし、通常国庫補助事業及び社会資本整備総合交付金事業は完了実績報告書(昭和59年5月22日建設省道総発第166号道路局長通知等)の箇所別精算額表による実施額を基に記載すること。

注4. 本表は、償還期間毎に作成すること。

<内訳>

(単位:円)

平成〇〇年度 本体事業の内容			費用の内訳				備考
本体事業の区分	新設・改築の別	事業費	国費	地方負担金	うち地方道路整備臨時貸付金		
						充当率	
国直轄事業							
通常国庫補助事業							
社会資本整備総合交付金事業							
合計							

- 注1. 本体事業の区分は、国の予算上の項目(目細)毎に、国直轄事業は道路法施行令(昭和27年政令第479号)第23条第2項等に規定する通知(以下「負担金通知」という。)に記載の路線毎、通常国庫補助事業は交付決定単位毎、社会資本整備総合交付金事業は対象事業毎に記載すること。
- 注2. 上段には最終の貸付決定の内容を記載すること。なお、事業費、国費及び地方負担金欄には、直轄事業は道路法施行令(昭和27年政令第479号)第23条第2項等に規定する当該年度の最終の通知の内容等を記載することとし、通常国庫補助事業及び社会資本整備総合交付金事業は当該年度の最終の交付決定の内容等を記載すること。
- 注3. 下段には、実績内容を記載すること。なお、事業費、国費及び地方負担金欄には、直轄事業は道路法施行令(昭和27年政令第479号)第23条第2項等に規定する当該年度の最終の通知の内容(例年翌年度の11月頃に道路局総務課から送付される精算額通知)等を記載することとし、通常国庫補助事業及び社会資本整備総合交付金事業は完了実績報告書(昭和59年5月22日建設省道総発第166号道路局長通知等)の箇所別精算額表による実施額を基に記載すること。
- 注4. 本表は、償還期間毎に作成すること。

【記入例】

<内訳>

(単位:円)

平成〇〇年度 本体事業の内容			費用の内訳				備考	
本体事業の区分	新設・改築の別	事業費	国費	地方負担金	うち地方道路整備臨時貸付金			
					臨時貸付金	充当率		
国直轄事業		240,000,000	160,000,000	80,000,000	8,000,000	10.0%		
		240,000,000	160,000,000	80,000,000	8,000,000	10.0%		
	地域連携推進事業費		240,000,000	160,000,000	80,000,000	8,000,000	10.0%	
			240,000,000	160,000,000	80,000,000	8,000,000	10.0%	
	一般国道〇号 地域連携推進新設	新設	120,000,000	80,000,000	40,000,000	4,000,000	10.0%	
			120,000,000	80,000,000	40,000,000	4,000,000	10.0%	
	一般国道△号 地域連携推進改築	改築	120,000,000	80,000,000	40,000,000	4,000,000	10.0%	
		120,000,000	80,000,000	40,000,000	4,000,000	10.0%		
通常国庫補助事業		300,000,000	150,000,000	150,000,000	12,500,000	8.3%		
		300,000,000	150,000,000	150,000,000	12,500,000	8.3%		
	地域連携推進事業費補助		200,000,000	100,000,000	100,000,000	10,000,000	10.0%	
			200,000,000	100,000,000	100,000,000	10,000,000	10.0%	
	一般国道事業費補助		100,000,000	50,000,000	50,000,000	5,000,000	10.0%	
		一般国道〇〇〇号 道路改築	改築	100,000,000	50,000,000	50,000,000	5,000,000	10.0%
			100,000,000	50,000,000	50,000,000	5,000,000	10.0%	
	地方道事業費補助		100,000,000	50,000,000	50,000,000	5,000,000	10.0%	
		一般県道〇〇線 道路改築	改築	100,000,000	50,000,000	50,000,000	5,000,000	10.0%
			100,000,000	50,000,000	50,000,000	5,000,000	10.0%	
	交通円滑化事業費補助		100,000,000	50,000,000	50,000,000	2,500,000	5.0%	
			100,000,000	50,000,000	50,000,000	2,500,000	5.0%	
地方道事業費補助		100,000,000	50,000,000	50,000,000	2,500,000	5.0%		
	主要地方道〇〇線 道路改築	改築	100,000,000	50,000,000	50,000,000	2,500,000	5.0%	
		100,000,000	50,000,000	50,000,000	2,500,000	5.0%		
社会資本整備総合交付金事業		100,000,000	50,000,000	50,000,000	15,000,000	30.0%		
		100,000,000	50,000,000	50,000,000	15,000,000	30.0%		
	計画名		50,000,000	25,000,000	25,000,000	7,500,000	30.0%	
		一般県道〇〇線 道路改築	改築	50,000,000	25,000,000	25,000,000	7,500,000	30.0%
			50,000,000	25,000,000	25,000,000	7,500,000	30.0%	
	計画名		50,000,000	25,000,000	25,000,000	7,500,000	30.0%	
		一般県道△△線 道路改築	改築	50,000,000	25,000,000	25,000,000	7,500,000	30.0%
			50,000,000	25,000,000	25,000,000	7,500,000	30.0%	
合計		640,000,000	360,000,000	280,000,000	35,500,000	12.7%		
		640,000,000	360,000,000	280,000,000	35,500,000	12.7%		

注1. 本体事業の区分は、国の予算上の項目(目細)毎に、国直轄事業は道路法施行令(昭和27年政令第479号)第23条第2項等に規定する通知(以下「負担金通知」という。)に記載の路線毎、通常国庫補助事業は交付決定単位毎、社会資本整備総合交付金事業は対象事業毎に記載すること。

注2. 上段には最終の貸付決定の内容を記載すること。なお、事業費、国費及び地方負担金欄には、直轄事業は道路法施行令(昭和27年政令第479号)第23条第2項等に規定する当該年度の最終の通知の内容等を記載することとし、通常国庫補助事業及び社会資本整備総合交付金事業は当該年度の最終の交付決定の内容等を記載すること。

注3. 下段には、実績内容を記載すること。なお、事業費、国費及び地方負担金欄には、直轄事業は道路法施行令(昭和27年政令第479号)第23条第2項等に規定する当該年度の最終の通知の内容(例年翌年度の11月頃に道路局総務課から送付される精算額通知)等を記載することとし、通常国庫補助事業及び社会資本整備総合交付金事業は完了実績報告書(昭和59年5月22日建設省道総発第166号道路局長通知等)の箇所別精算額表による実施額を基に記載すること。

注4. 本表は、償還期間毎に作成すること。